

事務連絡
令和5年5月2日

学校開放利用団体 各位

地域教育推進課長

「新潟市学校開放事業感染拡大予防ガイドライン」の廃止について

日頃より学校開放事業にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、令和5年5月7日をもって「新潟市学校開放事業感染拡大予防ガイドライン」を廃止いたします。

廃止にあたっての主な変更内容及び留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらを参考とした上で、学校開放事業の利用をお願いいたします。

記

1 主な変更内容

(1) 検温

活動の前に実施していた各自の検温は不要となります。

(2) 利用後の消毒

施設の消毒は必要ありませんので、通常の清掃を実施してください。「学校開放消毒記録簿」の記入も不要です。

(3) 感染者が出た場合の対応

地域教育推進課及び利用している学校への連絡は不要です。また、当該団体について、感染が確認された日を含めた4日間、活動を休止する必要もありません。

2 留意事項

5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するため、平時から可能な対策については、継続して実施することが有効となります。

(1) 健康状態の把握

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、活動への参加を控えてください。

(2) 換気の確保

換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となります。このため、換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

(3) 手洗い等の手指衛生、咳エチケットの励行

接触感染や飛沫感染を避ける方法として、手洗いや咳エチケットは引き続き励行してください。

(4) 飲食の禁止とごみの持ち帰り

学校という施設の性質上、従前より、必要な水分補給等を除く飲食の禁止、及び活動中に出たごみの持ち帰りをお願いしています。改めて団体内で周知し、徹底してください。

3 参考資料

5類感染症への移行を踏まえた学校における感染症対策については、文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を参考にしてください。

また、療養期間の考え方については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参考にしてください。

○事務連絡 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

○事務連絡 別紙

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>

問い合わせ先 新潟市教育委員会 地域教育推進課 学校開放担当 電話：025-226-3232 FAX：025-226-0053 メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp
--